

四日市市告示第101号

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第369号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において重度障害者（児）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級に該当する者</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 おむつ給付の対象者は、居宅において常時紙おむつを必要とする重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において重度障害者（児）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下規則」という。）別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級に該当する者</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 おむつ給付の対象者は、居宅において常時紙おむつを必要とする重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場</p>

合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用するために、同条に規定する施設入所支援を利用する者のうち、第2号イに該当する者については、在宅の重度障害者とみなす。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 前条第1号に該当する者のうち、初めて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者

イ 前条第2号に該当する者のうち、初めて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上の者で、紙おむつと同様の用途で、ストマ装具を装着していないもの

ウ 前条第3号に該当する者のうち、初めて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者で、排便又は排尿の意思表示が困難なもの

エ 前条第4号に該当する者のうち、初めて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者で、規則別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級と同程度の疾患を有する者として市長が認めたもの

合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用するために、同条に規定する施設入所支援を利用する者のうち、第2号イに該当する者については、在宅の重度障害者とみなす。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 前条第1号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者

イ 前条第2号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上の者で、紙おむつと同様の用途で、ストマ装具を装着していないもの

ウ 前条第3号に該当する者のうち、はじめて給付を受けようとする時点での年齢が3歳以上65歳未満の者で、排便又は排尿の意思表示が困難なもの

エ 前条第4号に該当する者のうち、規則別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級と同程度の疾患を有する者として市長が認めたもの

(給付の申請)

第4条 紙おむつの給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる添付書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 紙おむつの販売を業とする者(以下「事業者」という。)が作成した見積書
- (2) 医師が作成した重度障害者(児)紙おむつ給付意見書(第2号様式)  
(ただし、市長が意見書の提出が必要と認めた場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 (略)

(給付の方法等)

第6条 紙おむつの給付は、事業者に委託して行うものとする。

2及び3 (略)

(費用の負担)

第7条 紙おむつの給付を受けた者(以下「利用者」という。)は、2月当たり、別表に掲げる利用者負担額

(給付の申請)

第4条 紙おむつの給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付申請書(第1号様式)に必要に応じて重度障害者(児)紙おむつ給付意見書(第2号様式)を添えて市長に申請しなければならない。

2 (略)

(給付の方法等)

第6条 紙おむつの給付は、現物給付とし、紙おむつの販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2及び3 (略)

(費用の負担)

第7条 紙おむつの給付を受けた者(以下「利用者」という。)は、2月当たり、別表に掲げる利用者負担額

を、紙おむつを納入する事業者に給付券を添えて直接支払わなければならない。

(費用の支払)

第8条 市長は、事業者からの請求により、紙おむつの給付に要した費用から利用者が事業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合、事業者は、利用者から受領した給付券を添付して請求しなければならない。

を、紙おむつを納入する業者に給付券を添えて直接支払わなければならない。

(費用の支払)

第8条 市長は、業者からの請求により、紙おむつの給付に要した費用から利用者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合、業者は、利用者から受領した給付券を添付して請求しなければならない。

第1号様式を次のように改める。

四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付申請書

四日市市長

年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	住所	連絡先		
	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	フリガナ		続柄	
	給付申請に係る 児童氏名(18歳未満)		生年月日	年 月 日
身体障害者手帳	障害名			
	等級		第	号
療育手帳	障害程度		第	号
その他 (難病患者等)	病名			
申請期間	年 月分から	年 月分まで	2か月分・4か月分・6か月分 (○で囲む)	
業者名				
用具名				
(備考)				
同意書	私は、この申請書に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報(住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給の状況)を利用することに同意します。			
	年 月 日	氏名		印 ※署名又は記名及び押印

(添付書類)

- 1 紙おむつの見積書
- 2 重度障害者(児)紙おむつ給付意見書(第2号様式)(ただし、市長が意見書の提出が必要と認めた場合に限る。)
- 3 その他市長が必要と認めた書類

提出先 四日市市役所

課 TEL

FAX

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部障害福祉課)